



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年8月12日（火） 第10322号

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○兼用工作物の管理協議の成立（河川課）	2
○宅地建物取引業法の規定による公開の聴聞（住宅政策課）	2
<b>公 告</b>	
○肥料の登録有効期間の更新（農政課）	3
○開発工事の完了（建築課）	3
<b>落 札</b>	
○落札者等の決定（デジタルトランスフォーメーション課）	4

■ 告 示

◎群馬県告示第180号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、次のとおり告示する。

その関係図面は、群馬県県土整備部河川課及び群馬県前橋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年8月12日

群馬県知事 山本 一 太

一級河川の名称	河川管理施設の名称	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）	管理の内容	管理の期間	管理協定締結の日
荒砥川	左岸堤防	左岸前橋市大胡町534-3地先から前橋市大胡町424-6地先まで	道路管理者 前橋市長 小川晶 群馬県前橋市 大手町2丁目 12-1	(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持及び修繕 (2) 路肩に接する法面で当該路肩から法長1mまでの範囲にあるものについての維持 (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧	令和7年7月22日から道路の占用の存続する日まで	令和7年7月22日

◎群馬県告示第181号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第65条第2項の規定による行政処分について、法第69条第1項及び同条第2項において準用する法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行う。

令和7年8月12日

群馬県知事 山本 一 太

1 聴聞の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年8月20日（水）午後2時00分
- (2) 場所 群馬県庁293会議室（29階）

2 聴聞の件名 宅地建物取引業者への業務の停止に係る聴聞

3 不利益処分の内容 宅地建物取引業者への業務の停止

4 根拠規定 法第65条第2項

5 聴聞の対象者

- (1) 商号又は名称 ユウ大産業株式会社

- (2) 代表者氏名 林 佑策
- (3) 事務所所在地 群馬県沼田市上沼須町483番地1
- (4) 免許証番号 群馬県知事（1）第7779号
- (5) 免許年月日 令和3年11月12日
- (6) 有効期間 令和3年11月13日から令和8年11月12日まで
- 6 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地 群馬県県土整備部住宅政策課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 7 聴聞の主宰者 群馬県県土整備部住宅政策課係長 山崎 壮一

**■ 公 告**

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録有効期間を更新したので、法第16条第1項の規定により公告する。

令和7年8月12日

群馬県知事 山 本 一 太

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	有効期限
群馬県登録第10008号	混合有機質肥料	混合有機7-3	窒素全量 7.5 りん酸全量 3.0	法第3条第1項の規定による公定規格のとおり	日本肥糧株式会社 群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番3	令和13年9月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和7年8月12日

群馬県知事 山 本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡大泉町大字古氷字林397-3、397-4、398-1、398-5、398-6、399-2、399-3	邑楽郡大泉町大字古氷399番地 對比地政文
2	邑楽郡大泉町大字寄木戸字稻荷林396-3	東京都西東京市東伏見三丁目6番19号 タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺一裕
3	邑楽郡邑楽町大字篠塚字大黒1475-1、1479-1、1480-1	邑楽郡邑楽町大字篠塚1477番地1 有限会社横山木材不動産 代表取締役 横山栄治

**■ 落 札**

次のとおり、随意契約の相手方を決定した。

令和7年8月12日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 随意契約に係る特定役務の名称 共通クラウド基盤構築・運用保守業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県知事戦略部デジタルトランスフォーメーション課  
群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和7年6月26日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社インターネットイニシアティブ 東京都千代田区富士見2-1  
0-2 飯田橋グラン・ブルーム
- 5 随意契約に係る契約金額 159,379,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 公募型プロポーザル
- 7 公示をした日 令和7年5月8日
- 8 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号該当

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---